

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成27年12月14日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂くすのき東地区建築協定

2 申請者の氏名

河合 行朗

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町四丁目10番地の1、10番地の2、10番地の4、11番、12番地の1から12番地の8まで、13番、14番地の1から14番地の8まで、15番地の1から15番地の5まで、16番地の1、16番地の3から16番地の9まで、17番地の1から17番地の4まで、17番地の6から17番地の10まで、18番地の1から18番地の9まで、19番地の1から19番地の4まで、20番地の1から20番地の4まで、20番地の6、21番地の1、21番地の3、21番地の4、21番地の6から21番地の9まで、22番地の1から22番地の9まで、23番地の1及び23番地の2並びに同区御陵峰ヶ堂町三丁目20番地の1から20番地の8まで、21番地の1から21番地の7まで、21番地の9、21番地の10、22番地の1から22番地の4まで、22番地の7、22番地の8、23番地の1から23番地の8まで、23番地の10、24番地の2から24番地の7まで、25番地の2から25番地の12まで、26番地の1から26番地の11まで、27番地の1から27番地の10まで、28番地の1から28番地の5まで、29番、30番地の1、30番地の2、31番地の1から31番地の7まで、32番地の1から32番地の6まで、33番地の1から33番地の7まで、33番地の9、34番地の1から34番地の6まで、35番地の1から35番地の3まで、36番地の1から36番地の3まで、37番地の1及び37番地の2

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町四丁目 10 番地の 3, 12 番地の 9, 16 番地の 2, 17 番地の 5, 20 番地の 5, 21 番地の 2 及び 21 番地の 5 並びに同区御陵峰ヶ堂町三丁目 21 番地の 8, 21 番地の 11, 22 番地の 5, 22 番地の 6, 23 番地の 9, 24 番地の 1, 24 番地の 8, 25 番地の 1, 32 番地の 7, 32 番地の 8 及び 33 番地の 8

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 27 年 12 月 14 日付け第 13-001 号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし, 正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)